

自治体デジタル化の課題

—デジタル改革関連法からみえてくるもの—

日時：2021年8月21日（土）14時から

会場：さいたま市浦和区 さいたま共済会館

講師：地方自治総合研究所 其田茂樹研究員

資料代：500円（会員は無料です）



5月12日、「デジタル改革関連6法案」が成立した。菅政権の注目政策として急ぎよ今年9月に「デジタル庁」が設立されることとなり、これまでなかなか進まなかった国と自治体のデジタル化を強い権力を付与して進められこととなっている。この法律の危惧される点を地方自治体の観点から考える機会としていきたい。

そのうち、デジタル社会形成基本法は、基本的な枠組みや理念、方向性を定めているが、国の施策のほか、自治体や民間企業、住民に及ぶ内容もある。関連法改正では、個人情報保護は、これまで自治体が条例により、住民の個人情報を守ってきたが、一律の基準へと変わることから、差別や格差の拡大につながらないよう防止策を講じる必要がある。自治体システム標準化法では対象業務は17とされているが拡大の可能性もあり、自治体の意見を聞く仕組みは一定あるが、どこまで反映したものになるかは注視が必要である。また、単独事業の扱いがどうなるのかも重要な点となる。そして何より、すべての自治体、すべてのシステムが5年後に移行できるのか？



参加申込書

名前	住所	所属	連絡先電話

当日参加も歓迎ですが、資料準備のためできるだけ事前にお申し込みください。

申し込み先 FAX 048-836-1113

E-mail info@saita-jichi.jp

主催 公財) 埼玉県地方自治研究センター 共催 自治労埼玉県本部